

令和8(2026)年度
ものづくり革新技術導入実証モデル
事業補助金

事業計画募集案内

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、県内の多くの中小企業において活用が期待される、スマートファクトリー化に向けたものづくり革新技術（ロボット・AI・IoT）の導入実証事業に要する経費の一部を支援し、生産性の向上及び高付加価値化を図るとともに、当該取組の県内企業への横展開を促進するため、「ものづくり革新技術導入実証モデル事業補助金」事業を実施します。

つきましては、令和8（2026）年度の事業計画について、次のとおり募集しますので奮って御応募ください。

なお、応募された事業計画は厳正な審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

1 募集期間

令和8（2026）年5月19日（火）～ 6月30日（火）※17:00 必着

2 募集する事業計画

補助対象事業	県内の多くの中小企業において活用が期待される、スマートファクトリー化に向けたものづくり革新技術（※）の導入実証に係る事業 ※ものづくり革新技術とは、スマートファクトリー化に向けた革新的な技術であるロボット・AI・IoTのことをいう	
補助対象者	県内に事業所を有する中小企業者または県内に事業所を有する中小企業を核にした企業群。 中小企業者は資本金の額又は出資の総額が3億円以下並びに従業員の数が300人以下の企業。ただし、みなし大企業は除く。	
補助対象経費	経費区分	内 容
	1 機械装置、器具及び備品、専用ソフトウェア・情報システムの購入、試作、改良、借用に要する経費	① 本事業に必要な機械装置、器具及び備品、専用ソフトウェア・情報システムの購入、借用に要する経費 ※「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、当該補助事業期間中に要する経費（契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、案分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象とする。） ※機械装置の所有権が事業実施企業に移転する契約については対象外とする。 ② 本事業に必要な機械装置、工具・器具、専用ソフトウェア・情報システムの試作、改良の外注に要する経費
	2 外注に要する経費	本事業に必要なシステムの設計・開発、製造現場からのデータ取得等の外部委託に要する経費
	3 技術指導の受入に要する経費	本事業において川下企業や外部有識者からの技術指導を必要とする場合に指導者等に支払われる経費（補助対象経費の30%以内）

補助対象 経 費	4 開発に直接従事する者の人件費	<p>自社の社員が製造現場等からのデータ取得、データ連携作業を行う場合に、直接従事する者の作業時間に対し支払われる経費</p> <p>【直接人件費＝直接作業時間×時間給額】</p> <p>※直接作業時間は 1,800 時間を限度とし、直接作業時間が 1,800 時間を超える者は 1,800 時間とする。</p> <p>※時間給額は 2,500 円を限度とし、時間給額が 2,500 円を超える者は 2,500 円とする。</p> <p>※「直接人件費」の時間給額は、下の式により算出するものとする。ただし、給与形態が年俸制の場合は、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。</p> <p>時間給額＝（年間基本給＋年間諸手当）÷年間所定労働時間</p> <p>※ここで、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費（事業者負担分とする。）、管理職手当（技能職に対する手当を含む。）及び賞与とし、時間外手当は除く。</p> <p>（補助対象経費の30%以内）</p>			
	5 消耗品費	<p>本事業に必要な、データを収集するセンサー類、連携システムにデータを供給するための端末等の購入に要する経費</p> <p>※消耗品は1個 10万円未満</p>			
	6 クラウドサービス利用費	<p>専ら本事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用に要する経費</p> <p>※他事業と共有する場合は対象外。</p> <p>※具体的には、サーバーの領域を借りる費用（サーバーの物理的なディスク内のエリアを借入、リースを行う費用）、サーバー上のサービスを利用する費用等が補助対象経費となる。サーバー購入費・サーバー自体のレンタル費等は対象外。</p> <p>※サーバーの領域を借りる費用は、見積書、契約書等で確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみが対象。契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみが対象。</p> <p>※クラウドサービス利用に付帯する経費についても補助対象経費となる（例：ルータ使用料・プロバイダ契約料・通信料等）</p> <p>※パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用は対象外。</p>			
	7 共同実施契約等に基づき補助事業者が連携先企業に支払う経費	<p>システム開発・データ供給・サイバーセキュリティ対策等に必要で補助事業者が負担する共同実施者への納付金等の経費で知事が必要と認める経費</p> <p>※共同実施者は、本条の規定に基づき必要経費を記載</p>			
	8 1 から 7 までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	<p>上記に掲げる経費以外で、測定、分析、解析、試験、プログラム作成等の委託に要する経費等で、知事が特に必要と認める経費</p>			
補助金額	500万円以内	補助率	1/2以内	補助期間	当該年度内

3 事業日程（予定）

令和8(2026)年6月30日(火)	募集締切
7月下旬	事業可能性評価委員会開催、採択、説明会、交付申請
8月上旬	交付決定・事業開始
11月下旬	遂行状況報告
令和9(2027)年2月中旬～下旬	事業終了
2月末	実績報告書提出
3月	完了検査、補助金支払

※ 補助金の支払は、事業終了後になります。

4 留意事項

- 1企業1申請までとさせていただきます。
- 消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- 補助金の審査における評価項目は下記のとおりとなります。
 - 資金の調達能力及び支払い能力は十分か。
 - 財務状況は、安全性や収益性の観点から事業計画を遂行できる状況にあるか。
 - 事業計画の予算の設定は適切か。
 - 事業計画の目的は明確か。
 - 事業計画の手法は明確か。
 - スマートファクトリー化に対する熱意・経営ビジョンがあるか。
 - ものづくり革新技術の導入による効果が見込まれるか。
 - 事業計画の実施体制は適切か。
 - 今後の事業展開(継続)が期待できるか。
 - 事業計画が県内企業への横展開が期待できる内容となっているか。
- 他の補助金等で補助対象経費となっている経費は、補助対象経費となりません。
- 事業期間内に支払いが完了していない経費については、補助対象とならない場合があります。
- 採択時には、企業名、代表者名、所在地、事業計画名は公表となります。
- 補助金の採択に当たっては、予算の都合等により減額となる場合があります。
- 補助事業終了後3年間、成果活用の状況について、報告していただきます。
- 必要に応じて中間検査を実施する場合があります。
- 補助事業終了後、県が行う成果発表会や見学会等に協力をお願いします。

5 提出書類

- (1) ものづくり革新技術導入実証モデル事業計画書(実施要領別記様式第1)
- (2) 補助事業計画書(交付要領様式第2)
- (3) 補助事業内容説明書(交付要領様式第3)
- (4) 技術指導受入計画書(交付要領様式第4) ※他から技術指導を受ける場合
- (5) 直近の2年間の決算報告書の写し
(損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費、製造原価報告書等)
- (6) 見積書等(積算根拠を確認できるもの)

6 書類提出先・問い合わせ先

- 所定の提出書類を作成の上、栃木県電子申請システムにて提出してください。(期限内必着)
(栃木県電子申請システム)

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10161

- メールによる受付は原則できかねますので、ご了承ください。
- 提出書類はコピーをとり、控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、工業振興課までお問い合わせください。

※(1)～(4)の様式は、県ホームページからダウンロードできます。

○県ホームページ:https://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r8_monodukurikakushinn_boshu.html

栃木県 産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 (県庁本館 6F 南側)
E-mail : kougyou@pref.tochigi.lg.jp
TEL:028(623)3192/FAX:028(623)3945